

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿



令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ}株式会社尾田組 ^{オダケ}

住所 奈良市高畑町738番地の2

代表者氏名 ^{フリガナ}代表取締役 ^ダ尾田 ^{ヤスフ}安信

電話番号 0742-26-6011

FAX番号 0742-22-6811

メールアドレス

申請代理人 行政書士 木田 和宏



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 〒630-8301

氏名又は名称 株式会社尾田組

住 所 奈良県奈良市高畑町738番地の2

代表者氏名 代表取締役 尾田 安信

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	オダグミ 株式会社尾田組		
住 所	〒630-8301 奈良県奈良市高畑町738番地の2		
フリガナ 代表者の氏名	オダ ヤスノブ 代表取締役 尾田 安信		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 尾田 芳信	代表取締役 尾田 安信	令和3年7月26日
役員 <small>の</small> 氏名	代表取締役 尾田 芳信	取締役 尾田 芳信	令和3年7月26日
役員 <small>の</small> 氏名	取締役 松原 利彦		令和3年7月26日
役員 <small>の</small> 氏名	取締役 竹脇 正		令和3年7月26日
役員 <small>の</small> 氏名	取締役 中山 芳明		令和3年7月26日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社尾田組

住 所 奈良市高畑町738番地の2

代表者氏名 代表取締役 尾田 安信

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市高畑町738番地の2
株式会社尾田組

会社法人等番号	1500-01-000458	
商号	株式会社尾田組	
本店	奈良市春日野町16番地	
	奈良市高畑町738番地の2	平成17年11月15日移転 平成17年11月15日登記
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	昭和28年3月20日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事総合請負 2 上下水道工事の設計施工 3 測量に関する業務 4 建設コンサルタント業務 5 建設工事に関連する諸資材並びに諸物品の製作及び販売、賃貸 6 建設工事に関連する諸機械機具の賃貸 7 土地並びに建物の売買及び賃貸 8 他事業への投資 9 商工業施設の有効活用に関する企画、開発、管理業務 10 飲食店の経営 11 食料品、衣料品、日用雑貨品の販売及び輸出入業 12 店舗展開に関する助言及び指導 13 旅館、ホテル、その他の宿泊施設の経営 14 前各号に付随する一切の業務 <p style="text-align: right;">平成18年 3月15日変更 平成18年 3月23日登記</p>	
発行可能株式総数	24万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記</p>	
資本金の額	金5000万円	

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない		
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>尾田芳信</u>	平成28年 7月21日重任	
		平成28年 7月26日登記	
	<u>取締役</u> <u>尾田芳信</u>	平成30年 7月23日重任	
		平成30年 7月23日登記	
	<u>取締役</u> <u>尾田芳信</u>	令和 2年 7月15日重任	
		令和 2年 7月16日登記	
	<u>取締役</u> <u>松原利彦</u>	平成28年 7月21日重任	
		平成28年 7月26日登記	
	<u>取締役</u> <u>松原利彦</u>	平成30年 7月23日重任	
		平成30年 7月23日登記	
	<u>取締役</u> <u>松原利彦</u>	令和 2年 7月15日重任	
		令和 2年 7月16日登記	
	<u>取締役</u> <u>松原利彦</u>	令和 3年 7月26日辞任	
		令和 3年 7月27日登記	
	<u>取締役</u> <u>竹脇正</u>	平成28年 7月21日重任	
		平成28年 7月26日登記	
	<u>取締役</u> <u>竹脇正</u>	平成30年 7月23日重任	
		平成30年 7月23日登記	
<u>取締役</u> <u>竹脇正</u>	令和 2年 7月15日重任		
	令和 2年 7月16日登記		
<u>取締役</u> <u>竹脇正</u>	令和 3年 7月26日辞任		
	令和 3年 7月27日登記		

○	取締役	<u>尾田 安信</u>	平成28年 7月21日重任	
			平成28年 7月26日登記	
	取締役	<u>尾田 安信</u>	平成30年 7月23日重任	
			平成30年 7月23日登記	
	取締役	<u>尾田 安信</u>	令和 2年 7月15日重任	
			令和 2年 7月16日登記	
	⊗	取締役	<u>中山 芳明</u>	平成28年 7月21日就任
				平成28年 7月26日登記
		取締役	<u>中山 芳明</u>	平成30年 7月23日重任
				平成30年 7月23日登記
		取締役	<u>中山 芳明</u>	令和 2年 7月15日重任
				令和 2年 7月16日登記
○	取締役	<u>尾田 榮章</u>	平成28年12月 7日就任	
			平成28年12月14日登記	
	取締役	<u>尾田 榮章</u>	平成30年 7月23日重任	
			平成30年 7月23日登記	
	取締役	<u>尾田 榮章</u>	令和 2年 7月15日重任	
			令和 2年 7月16日登記	

奈良市高畑町738番地の2
株式会社尾田組

	奈良市春日野町2番地 代表取締役 尾田芳信	平成28年 7月21日重任 ----- 平成28年 7月26日登記
	奈良市春日野町2番地 代表取締役 尾田芳信	平成30年 7月23日重任 ----- 平成30年 7月23日登記
	奈良市春日野町2番地 代表取締役 尾田芳信	令和 2年 7月15日重任 ----- 令和 2年 7月16日登記
		令和 3年 7月26日辞任 ----- 令和 3年 7月27日登記
	奈良市南紀寺町四丁目129番地の1サニーク レスト奈良公園南109号 代表取締役 尾田安信	令和 3年 7月26日就任 ----- 令和 3年 7月27日登記
	奈良市春日野町2番地 代表取締役 尾田安信	令和 3年 8月 1日住所 移転 ----- 令和 3年 8月17日登記
	監査役 福持博文	平成26年 7月26日重任 ----- 平成26年 7月31日登記
	監査役 福持博文	平成30年 7月23日重任 ----- 平成30年 7月23日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 平成28年 7月26日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 7月25日移記	

奈良市高畑町738番地の2
株式会社尾田組



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 8月20日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



整理番号 ア797774

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

5 / 5

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社尾田組と称する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を奈良市高畑町 7 3 8 番地の 2 に置く。

(目的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 建設工事総合請負
- 2 上下水道工事の設計施工
- 3 測量に関する業務
- 4 建設コンサルタント業務
- 5 建設工事に関連する諸資材並びに諸物品の製作及び販売、賃貸
- 6 建設工事に関連する諸機械機具の賃貸
- 7 土地並びに建物の売買及び賃貸
- 8 他事業への投資
- 9 商工業施設の有効活用に関する企画、開発、管理業務
- 10 飲食店の経営
- 11 食料品、衣料品、日用雑貨品の販売及び輸出入業
- 12 店舗展開に関する助言及び指導
- 13 旅館、ホテルその他の宿泊施設の経営
- 14 前各号に付随する一切の業務

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式の総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、24万株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿の記載請求)

第9条 当会社の株式を取得した者が株主名簿への記載を請求するには、当会社所定の請求書に取得者及び株式名簿に記載又は記録された株主が記名押印して提出しなければならない。

② 上記以外の方法により株主名簿への記載を請求する場合は、請求書に取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第12条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

- ② 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役の協議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領、結果等を記載又は記録した議事録を作成し、議長、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役会)

第20条 当社に取締役会を置く。

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当社の取締役は3名以上、監査役は1名以上を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第22条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として、選任された監査役の任期は、前任者の残存期間の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

② 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役がその提案に異議を述べなかつたときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第26条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第27条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

- ② 社長のほか、取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。
- ③ 取締役会の決議をもって、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成して、出席取締役、監査役がこれに署名押印又は電子署名しなければならない。

(報酬等)

第29条 会社法第361条に第1項及び同法第387条第1項に定める取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

(取締役又は監査役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議及び監査役の同意をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役又は監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第32条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

- ② 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第33条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

本書は当会社の定款である。

令和3年 9月 1日

奈良市高畑町738番地の2
株式会社 尾田組
代表取締役 尾田 安信



現行定款に相違ない。

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

1 代理人 住所 奈良県奈良市三条町606番地

スクエア奈良三条4F

氏名 行政書士総合法務事務所マスタープラン

行政書士 木田 和宏

(行政書士会登録番号 12281358 号)

住所 奈良県奈良市南京終町五丁目28番地の4

エンゼルハイム奈良第2-201号

氏名 福西 遥香

電話 0742-93-5990

- 2
- ・指定給水装置工事事業者変更届の書類作成、補正、
許可証の受領及び提出に関する一切の権限
 - ・復代理人選任に関する権限
 - ・上記に付帯する権限

令和 3年 8月 / 日

営業所所在地 奈良県奈良市高畑町738番地の2

委任者 商号又は名称 株式会社尾田組

代表者氏名 代表取締役 尾田 安信

